

処 分 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第22条の2第1項
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：「最高速度違反行為を防止するため必要な運行を行っている と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき 運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車 両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であ り、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について最高速度違反行為が反復して行われて いる場合・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反行 為が行われている場合・ 使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為を行っ ていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通指導課取締指導第一係(092-641-4141 内5133、5134)
備 考：